

博物館の登録に関する規則等の一部改正について

このことについて、博物館の登録に関する規則等の一部を改正したいので、  
別紙案を添えて請議します。

令和元年6月3日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、工業標準化法の一部改正に伴い、関係規定を整理する  
ために必要があるからである。

## 博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の概要・理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）による工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）の一部改正に伴い、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改正されるため、関係規定を整理する。

#### 【今回改正する規則】

- (1) 博物館の登録に関する規則（昭和 27 年教育委員会規則第 4 号）
- (2) 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和 30 年教育委員会規則第 1 号）
- (3) 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 30 年教育委員会規則第 12 号）
- (4) 社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和 36 年教育委員会規則第 1 号）
- (5) 愛知県立高等学校学則（昭和 39 年教育委員会規則第 2 号）
- (6) 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則（昭和 39 年教育委員会規則第 4 号）
- (7) 愛知県社会教育施設管理規則（昭和 42 年教育委員会規則第 2 号）
- (8) 学校給食の開設等の届出に関する規則（昭和 42 年教育委員会規則第 11 号）
- (9) 愛知県教育委員会聴聞手続規則（平成 6 年教育委員会規則第 8 号）
- (10) 愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 12 年教育委員会規則第 15 号）
- (11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 14 年教育委員会規則第 4 号）
- (12) 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 3 号）
- (13) 指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 10 号）
- (14) 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則（平成 28 年教育委員会規則第 3 号）

### 2 改正の内容

各規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 3 施行期日

令和元年 7 月 1 日

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中

「規格」を「規格」に改める。  
「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 博物館の登録に関する規則（昭和二十七年愛知県教育委員会規則第四号）様式第一号から様式第五号まで
- 二 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第一号）様式第一及び様式第三から様式第十六まで
- 三 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）様式第一号から様式第一号の七まで、様式第四号から様式第六号まで、様式第九号、様式第十号、様式第十三号から様式第十六号まで及び様式第十七号の二から様式第三十二号まで
- 四 社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和三十六年愛知県教育委員会規則第一号）様式第一から様式第四まで及び様式第六及び様式第五
- 五 愛知県立高等学校学則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第二号）様式第一、様式第二及び様式第五
- 六 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第四号）様式第四
- 七 愛知県社会教育施設管理規則（昭和四十二年愛知県教育委員会規則第二号）様式第一（その一）から様式第四まで
- 八 学校給食の開設等の届出に関する規則（昭和四十二年愛知県教育委員会規則第十一号）様式第一から様式第四まで
- 九 愛知県教育委員会聴聞手続規則（平成六年愛知県教育委員会規則第八号）別記様式
- 十 愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十五号）様式第一から様式第十まで
- 十一 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成十四年愛知県教育委員会規則第四号）様式第一から様式第二十八（その二）まで
- 十二 愛知県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則（平成十七年愛知県教育委員会規則第三号）様式第一から様式第二十まで
- 十三 指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成十七年愛知県教育委員会規

則第十号) 様式第一及び様式第二

十四 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に  
関する条例施行規則(平成二十八年愛知県教育委員会規則第三号) 様式第一から様式第三まで

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表（抜粋）

博物館の登録に関する規則の一部改正新旧対照表

新

様式第1号（第2条関係）

博 物 館 登 録 申 請 書	
年 月 日	
愛知県教育委員会殿	
設置者 所 在 地	
名 称	
代表者氏名	印
博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。	
記	
1 博物館の名称	
2 博物館の所在地	
(添付書類)	
1 設置条例の写し	
2 館則の写し	
3 直接博物館の用に供する建物及び土地の図面（それぞれの面積を記載すること。）	
4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類	
5 博物館資料の目録	
6 館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

旧

様式第1号（第2条関係）

博 物 館 登 録 申 請 書	
年 月 日	
愛知県教育委員会殿	
設置者 所 在 地	
名 称	
代表者氏名	印
博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。	
記	
1 博物館の名称	
2 博物館の所在地	
(添付書類)	
1 設置条例の写し	
2 館則の写し	
3 直接博物館の用に供する建物及び土地の図面（それぞれの面積を記載すること。）	
4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類	
5 博物館資料の目録	
6 館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。